

## 保存林保護のための実施要領

### 1. 目的

保存林を住民の憩いの場所とし、又、自然の動植物にとっても良い環境である保存林として良好な状態を保つよう整備保護する。

### 2. 整備・保護のための方策

項目	具体的方策
(1) 計画的な伐採及び除草	
①老木又は災害や病害虫等により弱った木、枯れた木の伐採	1年に2回(枯葉の時期と青葉の時期)、定期的に存林を巡視し、該当する木を判定し、伐採する。
②保存林に侵入した常緑灌木、シユロ類、常緑樹、針葉樹の伐採	伐採作業は住民ボランティア又は業者に委託して行う。
③下草などの草刈り	毎年2～3回、草刈り作業は住民ボランティア又は業者に委託して行う。
④住棟に近接し、日照に障害を与えている木の伐採	1年に2回(冬至と夏至)、日照障害基準及び日影線基準に基づき、該当する木を判定する。 伐採又は剪定する作業は業者に委託する。 *日照障害基準 住棟壁面より15m以内にあり、10m以上の木 *日影線基準 冬至日、午前8時～午後4時の間に日影が生じる。
⑤その他、保存林の健全な育成のために必要な剪定・伐採	萌芽更新により、高木化・老木化を抑制し、保存林の保全を図る。
(2) 計画的な植樹	
①老木、枯木の伐採により空地が生じた場合、新苗木を植樹する。	伐採に先立ち、植樹する新苗木の種類を決め、伐採後植樹に適した時期に実施する。伐採作業は住民ボランティア又は業者に委託して行う。
②災害、または病害等により倒木した木を除去した場合、当該空地に新苗木を植樹する。	*新しく植樹する木の種類は、現地の環境に適した落葉樹とする(エゴ、クヌギ、ナラ、ブナ、ヤマザクラ、ヤマグリ、ミズキ、等)。
③日照障害の原因となる木の伐採による空地に新苗木を植樹する。	

<p>(3) 保存林内の自然保護のための対策</p> <p>①杭、ロープ等により遊歩道を整備し、保存林内への立入りを防ぐ</p> <p>②定期的の下草刈りを実施すると共に、山野草花を保護するための特別地域を設定する。</p>	<p>作業は住民ボランティア又は業者に委託して行う。</p> <p>山野草花保護区域については灌木、竹、笹のみ伐採除草し、環境に適した山野草を植え、繁殖させる。</p>
--	--

### 3. 伐採、植樹を実施するまでの手順

- (1) 各年度において、伐採・植樹する樹木については、当該植栽委員会の議事録等を呈示して当該樹木を特定し、理事会に上申し、理事会で検討・決議する。また、具体的な伐採、植樹については、広報紙等で組合員に知らせてから作業に入る。
- (2) 緊急の場合（樹木の倒壊の危険性、日照権の著しい侵害、等）は、上記の手続きを踏まず、植栽管理委員会の上申による環境担当理事及び正副理事長の判断で伐採が出来るものとし、理事会へは事後報告する。
- (3) 伐採、植樹に関しては、最終的に理事会が責任をもつ。

以上

(付則1) 本要領は、平成13年3月に12期理事会が策定

(付則2) 平成23年3月5日に22期理事会にて改定

(付則3) 平成25年4月6日に24期理事会にて再改定